

## 7 軽油引取税

### (1) 軽油の引取数量

(単位：キロリットル、件)

区 分		数量・件数	
引 取 数 量 ①		352,428	
課税対象とならない数量 ②		62,083	
差 引 ( ① - ② ) ③		290,345	
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	2,792	
	元 売 業 者 0.3/100	33	
	計 ④	2,825	
課 税 標 準 量 ( ③ - ④ ) ⑤		287,520	
申 告 納 付 等 の 分	燃料炭化水素油の販売量 (法第144条の2第3項)		
	課税対象とならない数量		
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法第144条の2第4項)		
	課税対象とならない数量		
	炭化水素油の消費量 (法第144条の2第5項)		
	課税対象とならない数量		
	みなす課税された軽油の消費・譲渡額 (法第144条の3第1項第5号)		
	課税対象とならない数量		
	みなす課税された軽油の輸入量 (法第144条の3第1項第6号)		
	そ の 他	1,020	
課税対象とならない数量	15		
計 ⑥	1,020		
課税対象とならない数量の計 ⑦	15		
課 税 標 準 量 ( ⑥ - ⑦ ) ⑧		1,005	
合 計 ⑤ + ⑧		288,525	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	本 店 の 数	
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	11
	特 約 業 者	本 店 の 数	49
		登 録 数	136
		事 務 所 等 の 数	321
	計	本 店 の 数	49
		登 録 数	153
		事 務 所 等 の 数	332
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	

(注) 1 「引取数量」欄には、地方税法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。

2 「特別徴収義務者数等」欄には、令和5年2月末日現在のものを記入し、「本店の数」欄には、県内に本店（本社）を有するもののみ記載した。